



平成28年6月20日

日本ユネスコ国内委員会文化活動小委員会 ユネスコ記憶遺産選考委員会設置要綱の改正について

このたび、第135回日本ユネスコ国内委員会文化活動小委員会が持ち回り審議により開催され、同小委員会の下に設置されているユネスコ記憶遺産選考委員会について、その名称をユネスコ「世界の記憶」選考委員会に改める等の改正が了承されましたのでお知らせします。

なお、このことを踏まえ、文部科学省においては、ユネスコ記憶遺産の日本語名称について、今後、ユネスコ「世界の記憶」との名称を用いることとします。

(参考) ユネスコが用いる英語の正式名称は、Memory of the World とされている。

<担当>

文部科学省国際統括官付 (日本ユネスコ国内委員会事務局)

ユネスコ協力官 本岡 寛子 (内線2585)

ユネスコ第3係長 仙台 文子 (内線2557)

電話 : 03-5253-4111 (代表)

FAX : 03-6734-3679

平成22年2月12日
日本ユネスコ国内委員会
文化活動小委員会
第116回会議決定
平成22年7月9日改正
平成28年6月20日改正

ユネスコ「世界の記憶」選考委員会設置要綱

(設置)

第一条 「世界の記憶」(Memory of the World : MOW) 事業に推薦する候補物件について調査審議するため、日本ユネスコ国内委員会文化活動小委員会にユネスコ「世界の記憶」選考委員会(以下委員会)を設置することについて必要な事項を定める。

(所掌)

第二条 委員会は次にあげる事項を所掌する。

- (1) 推薦物件の募集方法についての審議
- (2) 推薦物件の選考基準の策定
- (3) 推薦物件の選定
- (4) 推薦物件に係る調査
- (5) その他推薦物件に係る必要な事項

(組織)

第三条 委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 文化活動小委員会に属する委員から原則として二名
- (2) コミュニケーション小委員会に属する委員から原則として一名
- (3) 文部科学省、文化庁、国立国会図書館及び国立公文書館が推薦する者からユネスコ活動に関する法律第十三条第五項の規定に基づく調査委員若干名

2 委員会の調査審議事項に係る各省庁等の職員は、委員会の会議に出席し意見を述べることができる。

(調査委員の任期)

第四条 第三条で定める調査委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員は前任者の残任期間在任する。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第五条 委員会に委員長を一人置く。

2 委員長は委員会に属する委員のうちから、その互選により定める。

3 委員長は委員会を総括し、代表する。

4 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理し、またはその職務を行う。

(関係者からの意見聴取)

第六条 委員会の委員長は、委員会に属さない日本ユネスコ国内委員会委員、学識経験者その他関係者に出席を依頼し、その意見を聞くことができる。

(招集)

第七条 委員会の会議は、委員長が招集する。

(報告)

第八条 委員会の委員長は、委員会において調査審議した事項を、当該会議終了後における最も近い文化活動小委員会会議において文書で報告するものとする。

(国際的性格の付与)

第九条 ユネスコから委員会の調査審議の事項に関するナショナル・コミッティの設定が要請されているときは、前条に基づき委員会は文化活動小委員会の分科会とした上で、我が国のナショナル・コミッティとみなすことができる。この場合においては第三条第一項の規程にかかわらず、文化活動小委員会の議を経て委員会の構成員に加え、関係各省庁等の職員をナショナル・コミッティの構成員と呼称することができる。

(運営規則)

第十条 文化活動小委員会は、文化活動小委員会の議を経て、委員会の運営に必要な細則を定めることができる。

(存続期間)

第十一条 委員会の存続期間は、文化活動小委員会が廃止の議決をしたときまでとする。

(庶務)

第十二条 委員会の庶務は関係省庁の協力を得て国際統括官付が行う。

(附則)

この設置要綱は、平成二十二年二月十二日から適用する。